

東京都板橋区ふぐの取扱いに関する不利益処分取扱要綱

(平成 24 年 10 月 24 日 区長決定)

最終改正 令和 3 年 3 月 8 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 61 年東京都条例第 51 号。以下「都条例」という。）の規定に基づく、ふぐ加工製品の取扱い（ふぐ加工製品を販売し、若しくは販売の用に供するために貯蔵し、加工し、若しくは調理することをいう。）の禁止若しくは停止その他の必要な処分（以下「不利益処分」という。）並びにその他のふぐの毒による危害の発生を防止するための措置について必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第 2 条 都条例において規定された違反を確認し、不利益処分を行う場合には、時期を逸することなく的確かつ厳正に行わなければならない。

(違反事実の確認)

第 3 条 都条例に違反している疑いのある事実を発見したときの確認については、その違反事実を東京都板橋区食品衛生関係不利益処分取扱要綱実施要領（平成 15 年 1 月 17 日健康生きがい部長決定。以下「区食品衛生関係要領」という。）2 (1)、(3) 及び(4)の規定を準用する。この場合において、「食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）又は食品製造業等取締条例（昭和 28 年東京都条例第 111 号。以下「取締条例」という。）」とあるのは「東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 61 年東京都条例第 51 号）」と読み替えるものとする。

(ふぐ加工製品の取扱いの禁止)

第 4 条 都条例第 18 条の 2 の規定に基づくふぐ加工製品の取扱いの禁止は、食品衛生上の危害を除去するまでの期間を予測することができない場合、又は違反行為が重大な場合に行い、被処分者に対し「ふぐ加工製品取扱禁止命令書」（様式 1 号）により通知するものとする。なお、ふぐ加工製品の取扱いの禁止処分の継続中にその禁止事由が消滅したときは、保健所長からの報告に基づき、区長は「解除命令書」（様式 2 号）により、解除命令を行うものとする。

(ふぐ加工製品の取扱いの停止)

第 5 条 都条例第 18 条の 2 の規定に基づくふぐ加工製品の取扱いの停止は、別表に掲げるところにより期間を定めて行い、被処分者に対し「ふぐ加工製品取扱停止命令書」（様式 3 号）により通知するものとする。なお、停止日数は別表の範囲内において次に掲げる項目に必要な日数をもって決めるものとする。

- (1) 試験検査等原因の究明及び原因の除去に要する日数
- (2) 従業員の教育及びふぐ加工製品に関する規定の遵守に要する日数
- (3) その他必要な措置に要する日数

(必要な措置命令)

第 6 条 都条例第 18 条の 2 の規定に基づく必要な措置命令は、都条例第 17 条の 3 二号から第五号までの規定又は都条例第 18 条の規定に合致させるために、期間を定めて行い、被処分者に対し「改善命令書」(様式 4 号)により通知するものとする。

(違反に対する処置)

第 7 条 都条例第 17 条の 3 第 2 号から第 5 号までの規定又は都条例第 18 条の規定に違反した場合の不利益処分は、次の措置を経た後に行うものとする。

(1) 食品衛生監視員は、衛生指導注意票により、改善を指導する。

(2) (1) により改善がなされない場合は、保健所長は「改善勧告書」(様式 5 号)を交付し、改善を指示する。

(聴聞及び弁明の機会の付与)

第 8 条 区長は、不利益処分を行おうとする場合には、次の各号のいずれかの区分に従い、意見陳述のための手続を行うものとする。ただし、公益上、緊急に不利益処分を行う必要があるときは、当該手続を省略することができる。

なお、東京都板橋区行政手続条例(平成 17 年 10 月 9 日東京都板橋区条例第 142 号。以下「区行政手続条例」という。)に係る聴聞又は弁明の機会の付与は、それぞれ様式 6 号又は 7 号により通知するものとする。

(1) 聴聞

区長が必要と認めるとき

(2) 弁明の機会の付与

前号に該当しないとき

(不利益処分の執行)

第 9 条 不利益処分に係る命令は文書により被処分者に手交して行うものとする。ただし、緊急を要し文書を交付するいとまがない場合は、口頭により行うことができる。

なお、口頭により命令を行った場合は、事後、文書により命令の内容を通知する。この命令書の日付は、口頭による命令を行った日とし、命令書は被処分者に手交する。

(不利益処分の記録)

第 10 条 区長は、不利益処分を行ったときは、その概要が明らかになるように行政処分の台帳を作成する。

なお、区長が不利益処分を行ったときは、保健所長はその違反内容やその他必要な事項を営業者台帳等に記載する。

(東京都等への通知)

第 11 条 区長は、不利益処分を行ったときは、被処分者を管轄する東京都知事等(特別区にあっ

ては当該区長、八王子及び町田市にあっては当該市長）にあて、その旨を通知する。

また、保健所長は、履行状況等を確認の上、不利益処分の執行が完了したときは、関係書類を添付し、執行状況を速やかに区長に報告する。

（行政指導）

第 12 条 不利益処分に至らないが、嚴重な行政指導を要したときは、必要に応じ始末書又は誓約書等を徴収する。

（告発）

第 13 条 告発は都条例第 23 条から第 25 条までに規定する罰則を適用する必要があると認める場合に行うものとする。

なお、告発の手続きは、区食品衛生関係要領 11（3）イに準じて行うものとする。

（公表）

第 14 条 都条例第 19 条の 2 に規定する違反者の公表は次により行うものとする。

（1）公表の対象

公表の対象は、次に定める者とする。

ア 都条例第 18 条の 2 の規定による不利益処分を受けた者

イ 書面による行政指導を受けた者

「書面による行政指導」とは、保健所長名等の組織として行ったものをいう。ただし、口頭による行政指導であって、東京都板橋区行政手続条例第 33 条第 3 項の規定に基づき、相手方の求めに応じて書面を交付した場合は除く。

ウ 不利益処分に違反した者

（2）公表の実施

公表は健康生きがい部（保健所）生活衛生課が実施する。

（3）公表時期

公表は、不利益処分及び書面による行政指導（以下「不利益処分等」という。）を行った後、都条例の趣旨にのっとり、時機を逸することなく速やかに行うものとする。

（4）公表期間

ア 不利益処分

不利益処分を行った翌日から起算して 7 日を下らない期間を公表期間とする。ただし、ふぐ加工製品の取扱い禁止期間が 7 日間を超える場合は、当該期間とする。

イ 書面による行政指導

違反状態が改善されたことを確認した日の翌日から起算して、7 日間を公表期間とする。

（5）公表内容

公表する内容は次による。

ア 営業等に関する不利益処分等については、次に掲げる事項について公表することを原則とする。

- (ア) 不利益処分等を受けた営業者の氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及びその主たる事務所の所在地）
- (イ) 不利益処分等の対象となった施設の名称及び所在地
- (ウ) 不利益処分等を行った理由
- (エ) 不利益処分等の内容
- (オ) 不利益処分等を行った措置状況

イ 不利益処分に違反した者の公表については、アの事項に加えて不利益処分に違反した旨を公表する。

(6) 公表方法

公表の方法は、東京都板橋区ホームページへの掲載等によるものとする。

(7) 関係機関との協議

公表に際しては、以下の点に留意して行うものとする。

ア 公表内容が区外に関連する場合は、事前に関連する行政機関と十分協議するものとする。

イ 情報公開部署と協議し、個人情報の保護に十分配慮するものとする。

(8) その他

食品衛生上の危害防止の観点等から、緊急発表として行う報道機関への情報提供については、別途実施する。

（様式の準用）

第 15 条 第 7 条に規定する衛生指導注意票は、区食品衛生関係要領の規定による様式 12 号を準用する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 10 月 24 日より施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

別表（第 5 条関係）

処分条項	違反条項		違反条項の規定事項	ふぐ加工製品の 取扱い停止日数
第 18 条の 2	第 17 条の 3	第 2 号	容器包装に入れられ、表示がされたものの使用義務	1 日以上 10 日未満
		第 3 号	仕入等に関する記録の作成、保管義務	1 日以上 10 日未満
		第 4 号	届出済票の他人への譲渡又は貸与の禁止	1 日以上 10 日未満
		第 5 号	ふぐの毒に起因する食中毒を防止するために必要な規則で定める事項の遵守義務	1 日以上 10 日未満
	第 18 条		表示の基準に合わないものの販売の禁止	1 日以上 10 日未満

東京都板橋区ふぐの取扱いに関する不利益処分取扱要綱

様 式

- 様式 1 号 ふぐ加工製品取扱禁止命令書
- 様式 2 号 解除命令書
- 様式 3 号 ふぐ加工製品取扱停止命令書
- 様式 4 号 改善命令書
- 様式 5 号 改善勧告書
- 様式 6 号 聴聞について（通知）
- 様式 7 号 弁明の機会の付与について（通知）

ふ ぐ 加 工 製 品 取 扱 禁 止 命 令 書

住 所
氏 名

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 61 年東京都条例第 51 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、
危害が除去されるまで下記のとおりふぐ加工製品の取扱いの禁止を命ずる。

年 月 日

板橋区長

記

- 1 取扱禁止対象施設
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設の所在地
- 2 禁止理由

(裏)

【 教 示 】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

解除命令書

住 所
氏 名

年 月 日付 第 号により命令した下記の不利益処分は解除する。

年 月 日

板橋区長

記

- 1 解除対象施設
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設の所在地
- 2 処分内容

(裏)

【 教 示 】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ふぐ加工製品取扱停止命令書

住 所
氏 名

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 61 年東京都条例第 51 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、
下記のとおりふぐ加工製品の取扱いの停止を命ずる。

年 月 日

板橋区長

記

1 取扱停止対象施設

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地

2 ふぐ加工製品の取扱いの停止期間

年 月 日から 月 日までの 日間

3 取扱停止内容

4 取扱停止理由

(裏)

【教 示】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

改 善 命 令 書

住 所
氏 名

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 61 年東京都条例第 51 号）第 18 条の 2 の規定に基づき、
月 日までに下記のとおりふぐ加工製品の取扱いを改善することを命ずる。

年 月 日

板橋区長

記

- 1 対象施設
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設の所在地
- 2 改善事項
- 3 改善理由

(裏)

【 教 示 】

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

番 号

改 善 勧 告 書

住 所
氏 名

年 月 日付衛生指導注意票で指導したところ、ふぐの加工製品の取扱いについて、
下記のとおり不備な点があるので、 月 日までに改善するように勧告する。

年 月 日

板橋区長

記

1 改善対象施設

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の所在地

2 改善事項

なお、上記事項が期限内に改善されない場合は、東京都ふぐの取扱い規制条例第 18 条の 2 の
規定に基づき、処分されることがあるので申し添えます。

番 号
年 月 日

様

板橋区長

聴聞について（通知）

下記のとおり不利益処分を行う予定です。

つきましては、東京都板橋区行政手続条例（平成 7 年板橋区条例第 31 号）第 13 条第 1 項第 1 号の規定により聴聞を行うので、通知します。

記

1 予定される不利益処分の内容及び根拠となる条例の条項

（1）処分の内容

（2）根拠条例

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 61 年東京都条例第 51 条）第 条 第 項

2 処分の原因となる事実

3 聴聞の期日及び場所

4 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

（教示）

聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

聴聞が終結する時までの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

番 号
年 月 日

様

板橋区長

弁明の機会の付与について（通知）

下記のとおり不利益処分を行う予定です。

つきましては、東京都板橋区行政手続条例（平成 7 年板橋区条例第 31 号）第 13 条第 1 項第 2 号の規定により、弁明書を提出することができますので、通知します。

記

1 予定される不利益処分内容及び根拠となる条例の条項

(1) 処分の内容

(2) 根拠条例

東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 61 年東京都条例第 51 号）第 条 第 項

2 処分の原因となる事実

3 弁明書の提出期限及び提出先

（年月日）

（住所地）

（保健所名等）